

申 請

令和元年 9 月 3 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に
基づく令和元年 8 月 28 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島県只見町において産出される野生きのこ類（ナラタケ、ブナハリタケ
に限る）
福島県西会津町において産出される野生きのこ類（マイタケに限る）
福島県柳津町において産出される野生きのこ類（マイタケに限る）
福島県三島町において産出される野生きのこ類（マイタケに限る）
福島県昭和村において産出される野生きのこ類（ムキタケ、マイタケに限
る）

- 2 解除を申請する理由
別紙 1～4 参照

(別紙1)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県只見町で産出される野生のきのこ類(ナラタケに限る)(以下、「ナラタケ(野生)」という)

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成25年10月1日に県が只見町から採取されたコウタケ(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(260Bq/kg)が検出されたため、同年10月3日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、只見町に対し、同町において採取された野生のきのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生のきのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果(別表)

県は只見町と連携し、ナラタケ(野生)の出荷制限解除に向け、平成28年10月から平成30年10月にかけて、同町のナラタケ(野生)の発生地点の詳細検査(モニタリング検査含む)を行い、65点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:8.8Bq/kg、最大値:35Bq/kg)、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のナラタケ(野生)の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率(95パーセントイル値27Bq/kg)は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、ナラタケ(野生)の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるナラタケ(野生)の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と只見町は連携し、同町のナラタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のナラタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のナラタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないナラタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ナラタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

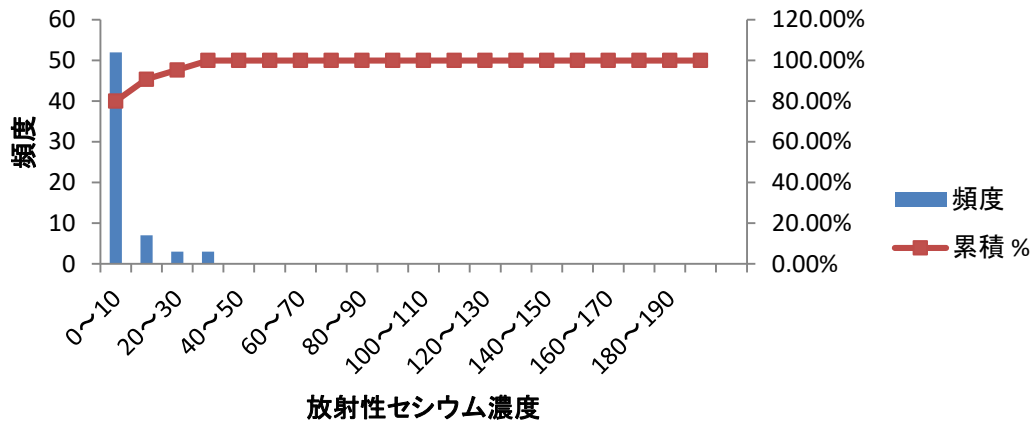
(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに只見町のナラタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したナラタケ（野生）を回収、廃棄させる。

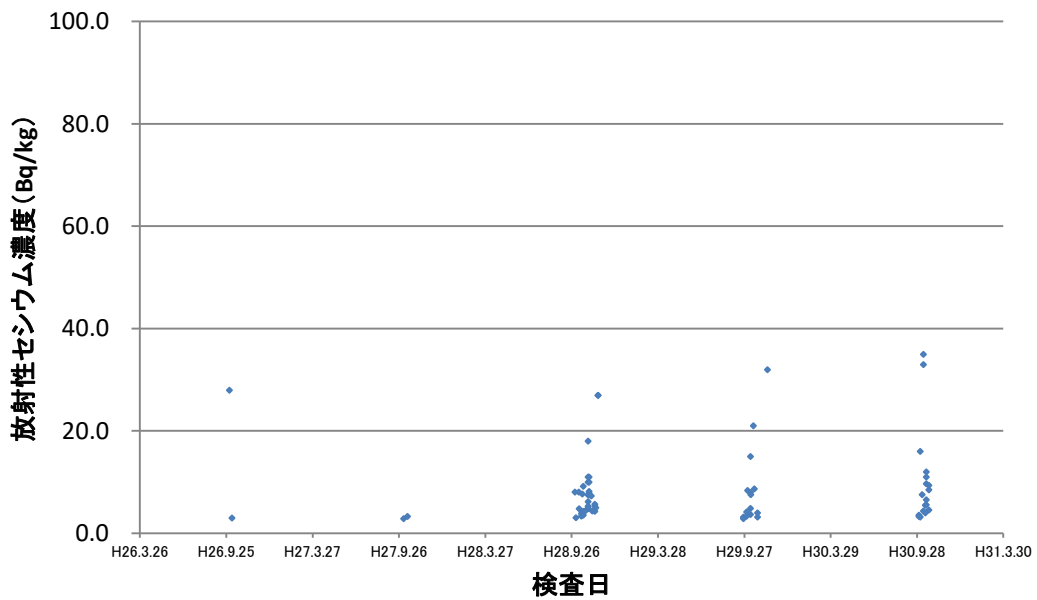
(5) 関係者への周知

福島県は只見町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

H28-H30ナラタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県只見町)



ナラタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県只見町)



福島県只見町ナラタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年			平成29年			平成30年		
		地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	1	H28.10.31	4.9						
2		2	H28.11.14	<4.3						
3		3	H28.10.3	<8.1						
4		4	H28.10.5	<3.1						
5		5	H28.10.11	<8.1						
6		6	H28.10.12	<4.8						
7		7	H28.10.17	<3.9						
8		8	H28.10.17	<3.4						
9		9	H28.10.19	<7.7						
10		10	H28.10.21	<3.6						
11		11	H28.10.21	9.2						
12		12	H28.10.21	4.3						
13		13	H28.10.25	<4.4						
14		14	H28.10.31	<4.8						
15		15	H28.10.31	11						
16		16	H28.10.31	18						
17		17	H28.10.31	7.5						
18		18	H28.10.31	10						
19		19	H28.10.31	6.2						
20		20	H28.10.31	5.3						
21		21	H28.11.2	<7.8						
22		22	H28.11.2	7.5						
23		23	H28.11.2	10						
24		24	H28.11.2	8.2						
25		25	H28.11.2	11						
26		26	H28.11.7	7.3						
27		27	H28.11.9	4.4						
28		28	H28.11.14	5.3						
29		29	H28.11.14	<5.7						
30		30	H28.11.16	<5.0						
31		31	H28.11.21	27						
32		32	H28.11.21	27						
33				33	H29.9.25	<3.2				
34				34	H29.9.25	<2.9				
35				35	H29.10.2	4.2				
36				36	H29.10.2	<3.4				
37				37	H29.10.4	<8.4				
38				38	H29.10.10	<3.7				
39				39	H29.10.10	4.9				
40				40	H29.10.10	8.0				
41				41	H29.10.10	15				
42				42	H29.10.11	<7.6				
43				43	H29.10.16	21				
44				44	H29.10.18	<8.7				
45				45	H29.10.25	3.2				
46				46	H29.10.25	<4.0				
47				47	H29.11.15	32				
48							48	H30.10.2	<3.3	
49							49	H30.10.2	<3.6	
50							50	H30.10.5	16	
51							51	H30.10.5	<3.2	
52							52	H30.10.9	<7.6	
53							53	H30.10.12	33	
54							54	H30.10.12	35	
55							55	H30.10.12	<4.4	
56							56	H30.10.16	<4.0	
57							57	H30.10.16	5.5	
58							58	H30.10.18	9.7	
59							59	H30.10.18	12	
60							60	H30.10.18	6.6	
61							61	H30.10.18	11	
62							62	H30.10.18	<5.6	
63							63	H30.10.23	4.6	
64							64	H30.10.23	9.4	
65							65	H30.10.23	8.5	

福島県只見町ナラタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年~平成30年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	H28.10.31	4.9
2		H28.11.14	<4.3
3		H28.10.3	<8.1
4		H28.10.5	<3.1
5		H28.10.11	<8.1
6		H28.10.12	<4.8
7		H28.10.17	<3.9
8		H28.10.17	<3.4
9		H28.10.19	<7.7
10		H28.10.21	<3.6
11		H28.10.21	9.2
12		H28.10.21	4.3
13		H28.10.25	<4.4
14		H28.10.31	<4.8
15		H28.10.31	11
16		H28.10.31	18
17		H28.10.31	7.5
18		H28.10.31	10
19		H28.10.31	6.2
20		H28.10.31	5.3
21		H28.11.2	<7.8
22		H28.11.2	7.5
23		H28.11.2	10
24		H28.11.2	8.2
25		H28.11.2	11
26		H28.11.7	7.3
27		H28.11.9	4.4
28		H28.11.14	5.3
29		H28.11.14	<5.7
30		H28.11.16	<5.0
31		H28.11.21	27
32		H28.11.21	27
33		H29.9.25	<3.2
34		H29.9.25	<2.9
35		H29.10.2	4.2
36		H29.10.2	<3.4
37		H29.10.4	<8.4
38		H29.10.10	<3.7
39		H29.10.10	4.9
40		H29.10.10	8.0
41		H29.10.10	15
42		H29.10.11	<7.6
43		H29.10.16	21
44		H29.10.18	<8.7
45		H29.10.25	3.2
46		H29.10.25	<4.0
47		H29.11.15	32
48		H30.10.2	<3.3
49		H30.10.2	<3.6
50		H30.10.5	16
51		H30.10.5	<3.2
52		H30.10.9	<7.6
53		H30.10.12	33
54		H30.10.12	35
55		H30.10.12	<4.4
56		H30.10.16	<4.0
57		H30.10.16	5.5
58		H30.10.18	9.7
59		H30.10.18	12.0
60		H30.10.18	6.6
61		H30.10.18	11
62		H30.10.18	<5.6
63		H30.10.23	4.6
64		H30.10.23	9.4
65		H30.10.23	8.5

実測値

平均値	8.8
最大値	35
最小値	2.9
中央値	6.6
標準偏差	7.4
95 th -百分位値	27
標本数	65

注: <(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

(別紙2)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県只見町で産出される野生のきのこ類（ブナハリタケに限る）（以下、「ブナハリタケ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成25年10月1日に県が只見町から採取されたコウタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（260Bq/kg）が検出されたため、同年10月3日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、只見町に対し、同町において採取された野生のきのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生のきのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は只見町と連携し、ブナハリタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成28年10月から平成30年10月にかけて、同町のブナハリタケ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、67点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：7Bq/kg、最大値：16Bq/kg）、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のブナハリタケ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセンタイル値14Bq/kg）は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、ブナハリタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるブナハリタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と只見町は連携し、同町のブナハリタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のブナハリタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のブナハリタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないブナハリタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ブナハリタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

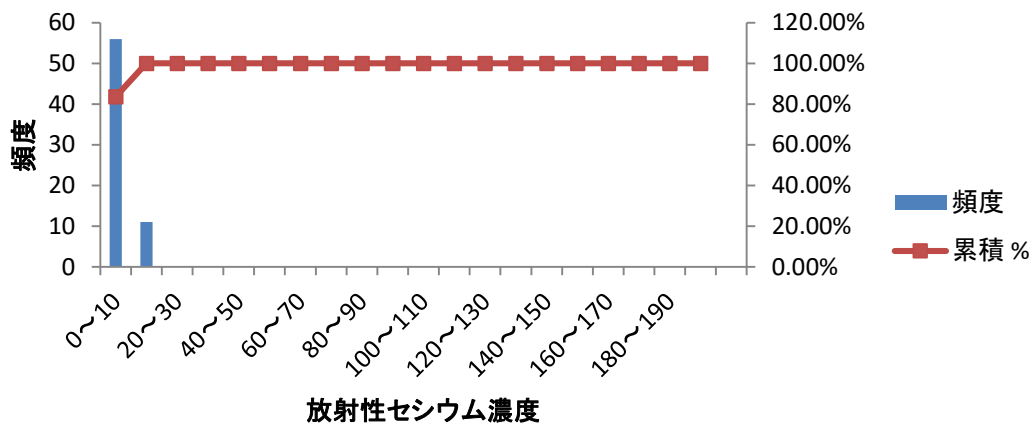
(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに只見町のブナハリタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したブナハリタケ（野生）を回収、廃棄させる。

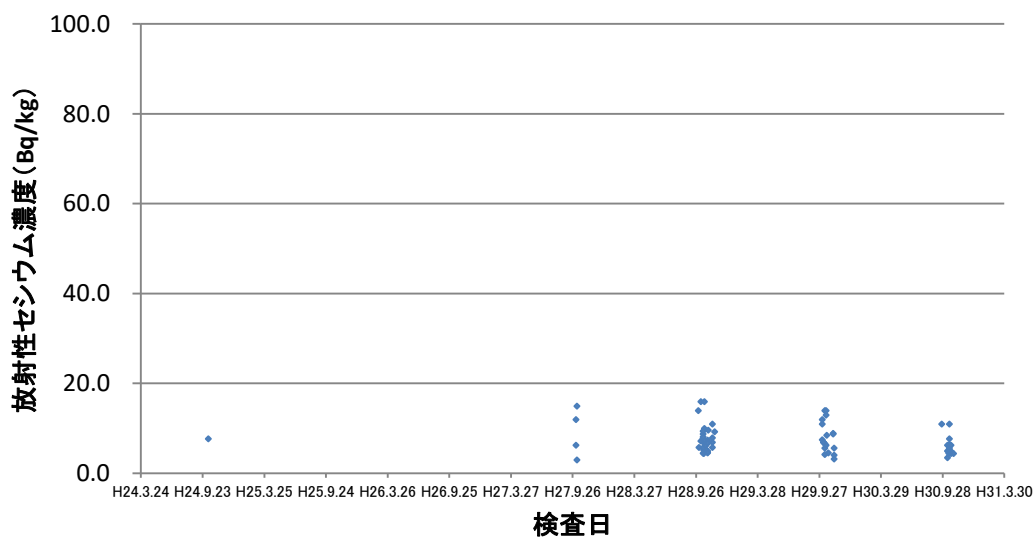
(5) 関係者への周知

福島県は只見町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

H28-H30ブナハリタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県只見町)



ブナハリタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県只見町)



福島県只見町ブナハリタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年			平成29年			平成30年		
		地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	1	H28.10.17	7.8						
2		2	H28.10.21	<5.1						
3		3	H28.10.21	10						
4		4	H28.10.17	<5.6						
5		5	H28.10.5	5.8						
6		6	H28.10.21	9.9						
7		7	H28.10.31	4.6						
8		8	H28.10.31	5.0						
9		9	H28.11.14	5.8						
10		10	H28.10.31	6.7						
11		11	H28.11.14	6.9						
12		12	H28.10.17	7.0						
13		13	H28.10.11	7.2						
14		14	H28.10.31	7.4						
15		15	H28.10.17	8.8						
16		16	H28.11.21	9.3						
17		17	H28.11.14	11						
18		18	H28.10.3	14						
19		19	H28.10.11	16						
20		20	H28.10.21	16						
21		21	H28.10.19	<4.4						
22		22	H28.10.17	<4.5						
23		23	H28.10.31	<4.7						
24		24	H28.10.19	<5.1						
25		25	H28.10.25	<5.4						
26		26	H28.10.17	<5.7						
27		27	H28.10.25	<6.2						
28		28	H28.10.31	<6.8						
29		29	H28.10.21	<7.4						
30		30	H28.11.14	<7.9						
31		31	H28.10.17	<8.1						
32		32	H28.10.17	<9.4						
33		33	H28.11.2	<9.6						
34				34	H29.10.10	<6.9				
35				35	H29.11.10	<5.6				
36				36	H29.11.10	<4.1				
37				37	H29.10.13	<4.2				
38				38	H29.10.13	6.6				
39				39	H29.10.6	12				
40				40	H29.10.6	11				
41				41	H29.10.6	7.5				
42				42	H29.10.10	<6.9				
43				43	H29.10.13	<5.6				
44				44	H29.10.13	14				
45				45	H29.10.17	14				
46				46	H29.10.17	13				
47				47	H29.10.17	6.3				
48				48	H29.10.19	8.5				
49				49	H29.10.24	<4.6				
50				50	H29.11.7	<8.9				
51				51	H29.11.7	<8.8				
52				52	H29.11.10	<3.2				
53							53	H30.9.25	11	
54							54	H30.10.12	6.3	
55							55	H30.10.12	5.0	
56							56	H30.10.12	<3.5	
57							57	H30.10.16	<4.9	
58							58	H30.10.16	<4.5	
59							59	H30.10.18	11	
60							60	H30.10.18	7.7	
61							61	H30.10.18	6.4	
62							62	H30.10.18	5.6	
63							63	H30.10.23	<4.9	
64							64	H30.10.23	<4.7	
65							65	H30.10.23	<4.4	
66							66	H30.10.23	6.3	
67							67	H30.10.30	<4.4	

福島県只見町ブナハリタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年~平成30年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	只見町	H28.10.17	7.8
2		H28.10.21	<5.1
3		H28.10.21	10
4		H28.10.17	<5.6
5		H28.10.5	5.8
6		H28.10.21	9.9
7		H28.10.31	4.6
8		H28.10.31	5.0
9		H28.11.14	5.8
10		H28.10.31	6.7
11		H28.11.14	6.9
12		H28.10.17	7.0
13		H28.10.11	7.2
14		H28.10.31	7.4
15		H28.10.17	8.8
16		H28.11.21	9.3
17		H28.11.14	11
18		H28.10.3	14
19		H28.10.11	16
20		H28.10.21	16
21		H28.10.19	<4.4
22		H28.10.17	<4.5
23		H28.10.31	<4.7
24		H28.10.19	<5.1
25		H28.10.25	<5.4
26		H28.10.17	<5.7
27		H28.10.25	<6.2
28		H28.10.31	<6.8
29		H28.10.21	<7.4
30		H28.11.14	<7.9
31		H28.10.17	<8.1
32		H28.10.17	<9.4
33		H28.11.2	<9.6
34		H29.10.10	<6.9
35		H29.11.10	<5.6
36		H29.11.10	<4.1
37		H29.10.13	<4.2
38		H29.10.13	6.6
39		H29.10.6	12
40		H29.10.6	11
41		H29.10.6	7.5
42		H29.10.10	<6.9
43		H29.10.13	<5.6
44		H29.10.13	14
45		H29.10.17	14
46		H29.10.17	13
47		H29.10.17	6.3
48		H29.10.19	8.5
49		H29.10.24	<4.6
50		H29.11.7	<8.9
51		H29.11.7	<8.8
52		H29.11.10	<3.2
53		H30.9.25	11
54		H30.10.12	6.3
55		H30.10.12	5.0
56		H30.10.12	<3.5
57		H30.10.16	<4.9
58		H30.10.16	<4.5
59		H30.10.18	11
60		H30.10.18	7.7
61		H30.10.18	6.4
62		H30.10.18	5.6
63		H30.10.23	<4.9
64		H30.10.23	<4.7
65		H30.10.23	<4.4
66		H30.10.23	6.3
67		H30.10.30	<4.4

実測値

平均値	7
最大値	16
最小値	3.2
中央値	6.7
標準偏差	3
95 th -セタイル値	14
標本数	67

注: <(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

(別紙3)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県昭和村で産出される野生のきのこ類(ムキタケに限る)(以下、「ムキタケ(野生)」という)

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成24年8月10日に県が昭和村から採取されたチチタケ(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(220Bq/kg)が検出されたため、同年8月15日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、昭和村に対し、同村において採取された野生のきのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同村から産出される野生のきのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果(別表)

県は昭和村と連携し、ムキタケ(野生)の出荷制限解除に向け、平成28年10月から平成30年11月にかけて、同村のムキタケ(野生)の発生地点の詳細検査(モニタリング検査含む)を行い、65点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず(平均値:23Bq/kg、最大値:40Bq/kg)、すべて基準値の2分の1を下回り、同村のムキタケ(野生)の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率(95パーセントイル値37Bq/kg)は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、ムキタケ(野生)の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるムキタケ(野生)の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と昭和村は連携し、同村のムキタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のムキタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のムキタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないムキタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ムキタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

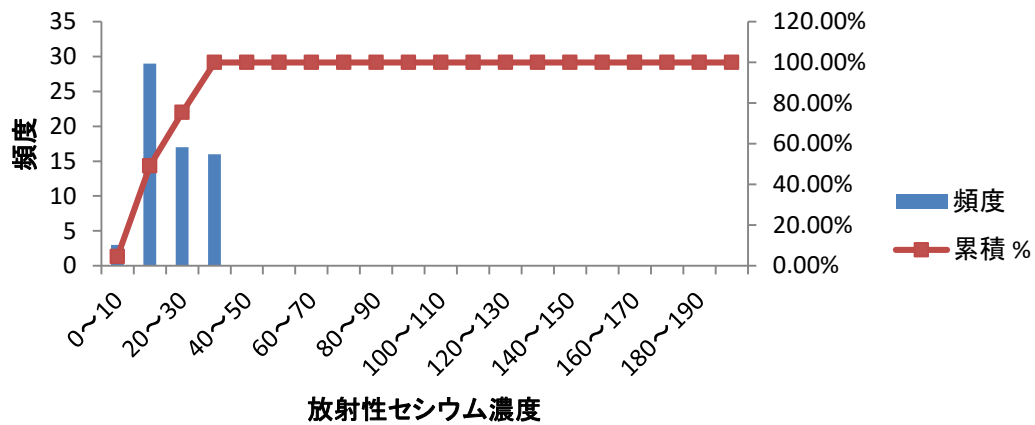
(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに昭和村のムキタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したムキタケ（野生）を回収、廃棄させる。

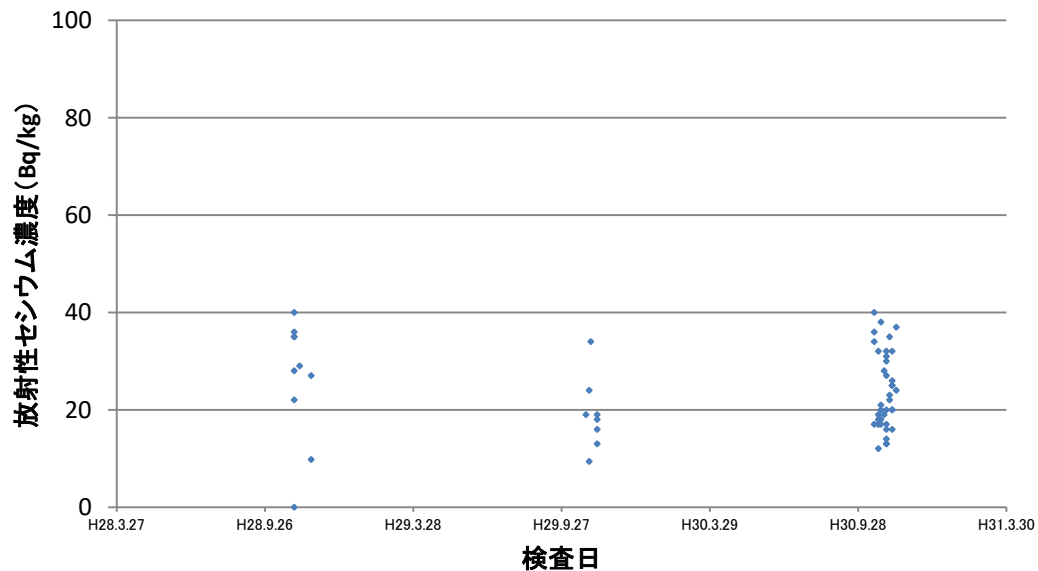
(5) 関係者への周知

福島県は昭和村と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

H28-H30ムキタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県昭和村)



ムキタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県昭和村)



福島県昭和村ムキタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年			平成29年			平成30年			
		地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	
1	昭和村	1	H28.10.18	35				21	H30.11.9	20	
2		2	H28.10.20	22				22	H30.11.9	20	
3		3	H28.11.1	28				23	H30.10.26	25	
4		4	H28.11.1	35				24	H30.11.2	25	
5		5	H28.11.1	36				25	H30.11.9	37	
6		6	H28.11.1	40				53	H30.11.2	35	
7		7	H28.11.1	29				27	H30.11.9	20	
8		8	H28.11.1	9.8				55	H30.10.30	23	
9		9	H28.11.1	27							
10		10	H28.11.8	19				28	H30.11.14	30	
11		11	H28.11.22	9.4				29	H30.11.14	27	
12		12	H28.11.22	24				47	H30.10.26	13	
13						13	H29.10.27	34	48	H30.11.2	32
14						14	H29.10.31	18	43	H30.10.23	21
15						15	H29.10.31	19	45	H30.10.26	31
16						16	H29.11.2	16	31	H30.11.2	32
17						17	H29.11.10	13	32	H30.11.2	36
18						18	H29.11.10	16	50	H30.11.2	16
19						19	H29.11.10	20	33	H30.11.2	40
20						20	H29.11.10	18	34	H30.11.9	34
21									35	H30.10.18	17
22									36	H30.10.18	17
23									37	H30.10.18	19
24									38	H30.10.18	32
25									39	H30.10.23	18
26									40	H30.10.23	17
27									41	H30.10.23	12
28									42	H30.10.23	38
29									26	H30.11.9	24
30									44	H30.10.23	17
31									46	H30.10.26	14
32									30	H30.10.26	13
33									49	H30.11.2	17
34									51	H30.11.2	19
35									52	H30.11.2	28
36									54	H30.10.30	22
37									56	H30.11.6	26
38									57	H30.11.6	36
39									58	H30.11.6	17
40									59	H30.11.9	12
41									60	H30.11.9	16
42									61	H30.11.9	10
43									62	H30.11.14	23
44									63	H30.11.14	17.9
45									64	H30.11.14	17
46									65	H30.11.14	25

福島県昭和村ムキタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成28年-平成30年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	昭和村	H28.10.18	35
2		H28.10.20	22
3		H28.11.1	28
4		H28.11.1	35
5		H28.11.1	36
6		H28.11.1	40
7		H28.11.1	29
8		H28.11.1	9.8
9		H28.11.1	27
10		H28.11.8	19
11		H28.11.22	9.4
12		H28.11.22	24
13		H29.10.27	34
14		H29.10.31	18
15		H29.10.31	19
16		H29.11.2	16
17		H29.11.10	13
18		H29.11.10	16
19		H29.11.10	20
20		H29.11.10	18
21		H30.11.9	20
22		H30.11.9	20
23		H30.10.26	25
24		H30.11.2	25
25		H30.11.9	37
26		H30.11.9	24
27		H30.11.9	20
28		H30.11.14	30
29		H30.11.14	27
30		H30.10.26	13
31		H30.11.2	32
32		H30.11.2	36
33		H30.11.2	40
34		H30.11.9	34
35		H30.10.18	17
36		H30.10.18	17
37		H30.10.18	19
38		H30.10.18	32
39		H30.10.23	18
40		H30.10.23	17
41		H30.10.23	12
42		H30.10.23	38
43		H30.10.23	21
44		H30.10.23	17
45		H30.10.26	31
46		H30.10.26	14
47		H30.10.26	13
48		H30.11.2	32
49		H30.11.2	17
50		H30.11.2	16
51		H30.11.2	19
52		H30.11.2	28
53		H30.11.2	35
54		H30.10.30	22
55		H30.10.30	23
56		H30.11.6	26
57		H30.11.6	36
58		H30.11.6	17
59		H30.11.9	12
60		H30.11.9	16
61		H30.11.9	10
62		H30.11.14	23
63		H30.11.14	17.9
64		H30.11.14	17
65		H30.11.14	25

実測値

平均値	23
最大値	40
最小値	9.4
中央値	21.0
標準偏差	8
95パーセンタイル値	37
標本数	65

注：<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

(別紙4)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県西会津町、柳津町、三島町、昭和村で産出される野生のきのこ類（マイタケに限る）（以下、「マイタケ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

① 西会津町

平成26年8月21日に県が西会津町から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（430Bq/kg）が検出されたため、同年8月25日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

② 柳津町

平成26年9月30日に県が柳津町から採取されたホウキタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（110Bq/kg）が検出されたため、同年10月2日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

③ 三島町

平成26年9月19日に県が三島町から採取されたサクラシメジ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（180Bq/kg）が検出されたため、同年9月22日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

④ 昭和村

平成24年8月10日に県が昭和村から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年8月15日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、各町村に対し、同町村において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町村から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流

通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は各町村と連携し、マイタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成27年秋から平成30年秋にかけて、各町村のマイタケ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、127検体を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：7.0Bq/kg、最大値：23Bq/kg）、すべて基準値の2分の1を下回り、各町村のマイタケ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセントイル値16Bq/kg）は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 県は、マイタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に町村毎に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるマイタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において町村毎に1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と各町村は連携し、同町村のマイタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のマイタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のマイタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないマイタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、マイタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

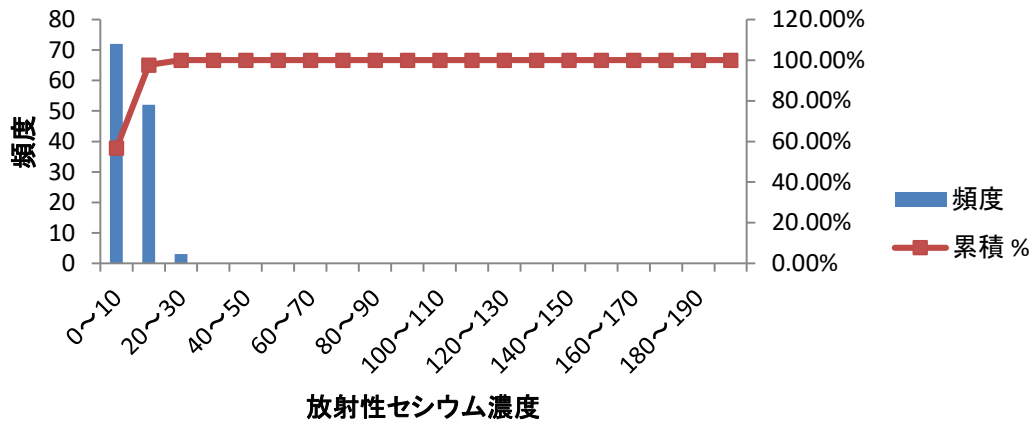
(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに基準値超過が確認された町村のマイタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したマイタケ（野生）を回収、廃棄させる。

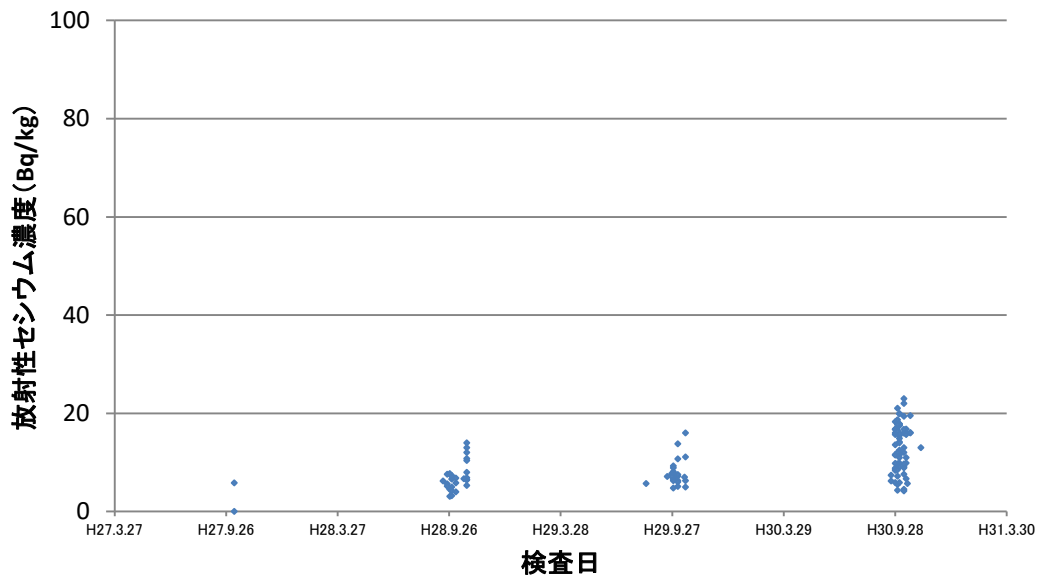
(5) 関係者への周知

福島県は各町村と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

H27-H30マイタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県西会津町ほか3町村)



マイタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県西会津町ほか3町村)



福島県西会津町ほか3町村マイタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成27年			平成28年			平成29年			平成30年				
		地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)		
1	西会津町							1	H29.10.6	<6.3					
2								2	H29.10.6	<7.2					
3								3	H29.10.6	<7.5					
4											4	H30.10.5	<17.6		
5											5	H30.9.28	<8.8		
6											6	H30.10.2	<16.5		
7											7	H30.10.5	<17.8		
8											8	H30.9.28	<11.6		
9											9	H30.9.28	<15.7		
10											10	H30.9.28	<8.6		
11											11	H30.9.28	<11.5		
12											12	H30.10.5	<9.9		
13											13	H30.10.5	<11.6		
14											14	H30.10.5	<14.9		
15											15	H30.10.5	<19.9		
16											16	H30.10.2	4.3		
17											17	H30.9.28	<18.3		
18	柳津町				18	H28.9.30	<5				48	H30.10.5	<12.5		
19					19	H28.10.25	13.0				49	H30.10.5	<11.7		
20					20	H28.10.25	5.3	33	H29.9.29	8.1	50	H30.9.28	<8.4		
21					21	H28.10.25	<10.8								
22					22	H28.10.25	6.5	34	H29.9.29	<6.6	51	H30.10.2	<9.7		
23					23	H28.10.25	14.0	35	H29.10.19	<11.1					
24					24	H28.10.25	12.0	36	H29.10.6	<10.7					
25					25	H28.10.25	8.0	37	H29.10.6	<13.8					
26					26	H28.10.25	<10.4	38	H29.10.19	6.3	52	H30.10.5	<14.2		
27					27	H28.10.25	6.4	39	H29.9.29	<9.3	53	H30.10.5	<17.5		
28					28	H28.10.25	6.9	40	H29.9.29	<7.6	54	H30.9.28	<13.6		
29					29	H28.9.30	<6.6	41	H29.9.29	<7.1	55	H30.10.2	<17.8		
30					30	H28.9.23	<7.6	42	H29.9.29	<7.4	56	H30.10.5	<15.5		
31					31	H28.9.27	3.1								
32					32	H28.10.7	<6.8	43	H29.9.29	<7.9	57	H30.10.2	<9.7		
33											66	H30.10.2	16		
34									44	H29.10.19	5.0				
35									45	H29.9.29	<7.6	58	H30.10.2	<12	
36									46	H29.10.19	16				
37												59	H30.10.16	<6.7	
38												60	H30.9.28	<16.8	
39												61	H30.10.16	11	
40												62	H30.10.12	16	
41												63	H30.10.12	<8.9	
42												64	H30.10.5	14	
43												65	H30.10.12	13	
44												67	H30.10.12	9.1	
45												68	H30.10.12	22	
46												69	H30.10.5	<19.9	
47									47	H29.9.19	7.1	70	H30.9.28	16	
48												71	H30.10.5	<17.8	
49												72	H30.9.28	<16.7	
50												73	H30.9.21	7.4	
51												74	H30.9.28	9.8	
52												75	H30.10.16	16	
53												76	H30.10.12	12	
54												77	H30.10.16	9.9	
55												78	H30.10.12	23	
56												79	H30.10.23	<16.1	
57												80	H30.10.23	<16	
58												81	H30.10.23	<19.5	
59		三島町	82	H27.10.9	5.8										
60			83	H27.10.9	<3.35										
61						84	H28.9.30	3.2	89	H29.9.29	4.8	90	H30.9.28	<5.9	
62						85	H28.9.23	6							
63						86	H28.9.30	7.3							
64						87	H28.10.7	<5.8							
65						88	H28.9.30	7							
66													91	H30.10.5	<15.9
67													92	H30.10.2	5.5
68													93	H30.10.12	<9.7
69												94	H30.10.2	<18.7	
70	昭和村				95	H28.9.27	4.5								
71					96	H28.9.27	<7.7								
72					97	H28.9.30	4.2								
73					98	H28.10.20	6.7								
74					99	H28.9.23	5.2					123	H30.10.2	<7.2	
75					100	H28.9.16	6.2					126	H30.10.12	<19.4	
76					101	H28.10.7	4	102	H29.10.17	7.0	112	H30.10.12	4.5		
77								103	H28.9.26	<7.7					
78								104	H29.9.29	6.3					
79								105	H29.9.29	8.9					
80								106	H29.9.26	<7.1	113	H30.10.5	<9.1		
81								107	H29.10.6	<6					
82								108	H29.10.6	5.1					
83								109	H29.9.15	<5.7	114	H30.10.12	4.2		
84											115	H30.10.2	<8.5		
85											116	H30.10.16	<16.8		
86											117	H30.10.2	<17.7		
87											118	H30.9.21	<6.2		
88											119	H30.10.2	<16.3		
89											120	H30.11.9	13		
90											121	H30.10.5	5.9		
91											122	H30.10.12	7.6		
92											111	H30.10.18	5.7		
93											124	H30.10.12	<16.7		
94											125	H30.10.2	21		
95											127	H30.10.16	<15.7		
96											110	H30.10.5	<11		

福島県西会津町ほか3町村マイタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成27年-平成30年	
		測定日	Cs合計 (Ba/kg)
1	西会津町	H29.10.6	<6.3
2		H29.10.6	<7.2
3		H29.10.6	<7.5
4		H30.10.5	<17.6
5		H30.9.28	<8.8
6		H30.10.2	<16.5
7		H30.10.5	<17.8
8		H30.9.28	<11.6
9		H30.9.28	<15.7
10		H30.9.28	<8.6
11		H30.9.28	<11.5
12		H30.10.5	<9.9
13		H30.10.5	<11.6
14		H30.10.5	<14.9
15		H30.10.5	<19.9
16		H30.10.2	4.3
17		H30.9.28	<18.3
18	柳津町	H28.9.30	<5
19		H28.10.25	13.0
20		H28.10.25	5.3
21		H28.10.25	<10.8
22		H28.10.25	6.5
23		H28.10.25	14.0
24		H28.10.25	12.0
25		H28.10.25	8.0
26		H28.10.25	<10.4
27		H28.10.25	6.4
28		H28.10.25	6.9
29		H28.9.30	<6.6
30		H28.9.23	<7.6
31		H28.9.27	3.1
32		H28.10.7	<6.8
33		H29.9.29	8.1
34		H29.9.29	<6.6
35		H29.10.19	<11.1
36		H29.10.6	<10.7
37		H29.10.6	<13.8
38		H29.10.19	6.3
39		H29.9.29	<9.3
40		H29.9.29	<7.6
41		H29.9.29	<7.1
42		H29.9.29	<7.4
43		H29.9.29	<7.9
44		H29.9.19	7.1
45		H29.10.19	5.0
46		H29.9.29	<7.6
47		H29.10.19	16
48		H30.10.5	<12.5
49		H30.10.5	<11.7
50		H30.9.28	<8.4
51		H30.10.2	<9.7
52		H30.10.5	<14.2
53		H30.10.5	<17.5
54		H30.9.28	<13.6
55		H30.10.2	<17.8
56		H30.10.5	<15.5
57		H30.10.2	<9.7
58		H30.10.2	<12
59		H30.10.16	<6.7
60		H30.9.28	<16.8
61		H30.10.16	11
62		H30.10.12	16
63		H30.10.12	<8.9
64		H30.10.5	14
65		H30.10.12	13
66		H30.10.12	16
67		H30.10.12	9.1
68		H30.10.12	22
69		H30.10.5	<19.9
70		H30.9.28	16
71		H30.10.5	<17.8
72		H30.9.28	<16.7
73		H30.9.21	7.4
74		H30.9.28	9.8

75		H30.10.16	16
76		H30.10.12	12
77		H30.10.16	9.9
78		H30.10.12	23
79		H30.10.23	<16.1
80		H30.10.23	<16
81		H30.10.23	<19.5
82	三島町	H27.10.9	5.8
83		H27.10.9	<3.35
84		H28.9.30	7.3
85		H28.9.23	6
86		H28.9.30	3.2
87		H28.10.7	<5.8
88		H28.9.30	7
89		H29.9.29	4.8
90		H30.9.28	<5.9
91		H30.10.5	<15.9
92		H30.10.2	5.5
93		H30.10.12	<9.7
94		H30.10.2	<18.7
95		昭和村	H28.9.27
96	H28.9.27		<7.7
97	H28.9.30		4.2
98	H28.10.20		6.7
99	H28.9.23		5.2
100	H28.9.16		6.2
101	H28.10.7		4
102	H29.10.17		7.0
103	H29.9.26		<7.7
104	H29.9.29		6.3
105	H29.9.29		8.9
106	H29.9.26		<7.1
107	H29.10.6		<6
108	H29.10.6		5.1
109	H29.8.15		<5.7
110	H30.10.5		<11
111	H30.10.18		5.7
112	H30.10.12		4.5
113	H30.10.5		<9.1
114	H30.10.12		4.2
115	H30.10.2		<8.5
116	H30.10.16		<16.8
117	H30.10.2		<17.7
118	H30.9.21		<6.2
119	H30.10.2	<16.3	
120	H30.11.9	13	
121	H30.10.5	5.9	
122	H30.10.12	7.6	
123	H30.10.2	<7.2	
124	H30.10.12	<16.7	
125	H30.10.2	21	
126	H30.10.12	<19.4	
127	H30.10.16	<15.7	

実測値

平均値	7
最大値	23
最小値	2.5
中央値	6.1
標準偏差	4
95 th -セントイル値	16
標本数	127

注：<（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。